

非自発的失業者に係る軽減措置について

65歳未満でリストラや会社都合で退職され、国民健康保険に加入されている方のうち、離職理由が非自発的な離職コードの記載のある「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方を対象に、保険料の軽減措置があります。雇用保険受給資格者証をお持ちの方は離職理由コードと離職日をご確認下さい。

様式第11号 (第17条の2関係)(第1面、第2面)						
雇用保険受給資格者証						
(第1面)						
1. 支給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(金融機関コード-記号(口座)番号)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由				
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額					
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日				
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数					
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)						

理由コードが 11・12・21・22・23・31・32・33・34 が対象となります。

非自発的失業者に係る軽減措置について

- 軽減内容** 給与所得を 30/100 として算定します。
(その他の所得は、軽減対象となりません。)
- 軽減期間** 失業した日の翌日の属する年度から翌年度末まで
* 最初の納期限より2年が経過した場合、軽減はできませんのでお早目にお手続きください。
- 軽減要件** 「雇用保険受給資格者証」離職理由が、上記コードに該当することが必要です。
- 届出** ■ 窓口で「雇用保険受給資格者証」を提示され、非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減届を提出する。
■ 吹田市のホームページ(下記アドレス)から、非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減届書をダウンロードし、「雇用保険受給資格者証」のコピーとともに郵送で届出
<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018391/1024421/1024827.html>

お問合せ(届出書送付先)

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 国民健康保険課

資格・賦課グループ(市役所1階111番窓口) Tel: 050-1807-2183